

# 法人、権利能力なき社団・財団、任意団体の口座を開設されるお客さまへ

法人・権利能力なき社団・財団、任意団体の預金口座を悪用した投資勧誘等による詐欺被害や不法な商行為による被害が発生し、社会的にも大きな問題となっています。当金庫ではこうした犯罪を未然に防止するため、新規口座を開設されるお客さまに下記事項についてお願いをいたしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 【口座開設に際して、以下の確認資料のご提示をお願いいたします。】

確認事項	確認書類等（主なもの）
① 名称、本店または主たる事務所の所在地	○履歴事項全部証明書 ○印鑑登録証明書
② 来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証（運転経歴証明書） ○個人番号カード ○旅券（パスポート） ◇2020年2月4日以降に交付されたパスポート（新型の旅券）は、住所記載欄（所持人記載欄）がないため、現住所の記載のある下記の書類（1点）の確認も必要となりますのでご注意ください。 外国人の方におかれましては○在留カード <sup>（注）</sup> ○特別永住者証明書による確認とさせていただきます。また、在留期間更新時等に新たな在留カードを確認させていただきます。 <small>（注）日本国籍を保有せずに本邦に居住する方（特別永住者を除く）は、在留カードの提示と在留資格・在留期間その他必要な事項を当金庫所定の方法により届け出をお願いしています</small>
いずれか2種類 （なお、◎の書類は、○の書類とのペアに限られます）	○健康保険証 ○国民年金手帳 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書 ◎住民票の写し（記載事項証明書） ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等
③ 法人のお取引のために来店される方の確認	○委任状 ○履歴事項全部証明書（代表権のある役員の場合のみ） ○上記のほか、法人のお客さまでの電話による確認
④ 事業の内容	○履歴事項全部証明書 ○定款の写し なお、審査の過程で事業内容が分かる資料（会社案内や取り扱う商品のパンフレットなど）のご提出をお願いする場合がございます。
⑤ 取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥ 実質的支配者*の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。なお、審査の過程で本人確認資料や実質的支配者を確認できる書類（株主名簿等）のご提出をお願いする場合がございます。実質的支配者* 法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。
⑦ 外国 PEPs	外国の元首または外国の政府等において重要な公的地位を有する者等がお客さまの事業経営を実質的に支配する関係にあるかを確認させていただきます。
⑧ その他	○規約（定款、寄付行為、組合契約等）の写し

## 【ご留意事項】

- ・お申し込みから口座開設までに、1週間程度を要することがあります。
- ・必要に応じて追加の資料のご提示をお願いすることや事業所を訪問させていただくことがあります。
- ・お申し出にお応えできず口座開設をお断りすることがありますが、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。
- ・口座開設をお断りした場合であっても資料のコピー（写し）はご返却いたしません。

以上